

宮城県、福島県、岩手県を訪問される皆様へ

東日本大震災にかかる復興支援の一環として、宮城県、福島県又は岩手県のいずれかの地域を訪問する外国人の方は、査証手数料が免除になります。

手数料免除の対象及び手続は以下のとおりです。

1 対象となる方

(1) 短期滞在査証を申請する場合

宮城県、福島県、岩手県のいずれかを訪問する方

※ フィリピン国籍の方は短期滞在査証無料のため、本手続は不要です。

(2) 短期滞在査証以外の査証を申請する場合

宮城県、福島県、岩手県のいずれかに居住、勤務又は留学する方

2 対象となる期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までに当館が受理した申請

3 必要となる資料

(1) 査証手数料免除申立書 (該当する項目をチェックし、記名及び署名)

コメントの追加 [TY1]: 当館HP上の申立書にリンク

(2) 上記1に該当することの疎明資料

ア 短期滞在査証を申請する場合

航空券、乗船券、鉄道、宿泊先等の予約票写し

※ 審査の結果、査証が発給されないこともありますので、航空券等の購入は不要です。

イ 短期滞在以外の査証を申請する場合

日本における同居予定者の住民票、雇用契約書、入学許可証の写し等、居住、勤務又は留学先が上記三県のいずれかに所在することを示す資料

※ 提出された資料から上記三県に居住することが確認できない場合等、手数料が免除されないこともあります。